

## 受注者の方へ

長崎県では平成30年4月1日以降契約締結する建設工事から社会保険等未加入建設業者を排除するため、以下のとおり長崎県建設工事標準請負契約書（以下「契約書」という。）を改正しています。

**社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出しなければなりません。（契約書第3条関係）**

- 契約書を作成する全ての工事において、契約締結後に社会保険等の法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要になります。
- **工期の開始日から30日を超えて提出された場合は、工事成績評定で減点対象になります。**

長崎県建設工事標準請負契約書（平成30年4月1日から適用）

（工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、工期の開始の日から30日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る**法定福利費を明示する**ものとする。

長崎県土木部建設企画課

公共工事契約指導班 電話 095-894-3027

技術情報班 電話 095-894-3023